

ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作とする。

3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、事前に「再委託承諾申請書」(第5編 様式-8、8の2~4)を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
4. 承諾を得た再委託は、再委託業者との契約締結後10日以内に「再委託業者通知書」(第5編 様式-9)に契約書の写しを添付して、監督職員に提出しなければならない。なお、本編 1-1-1 適用 第1項に掲げる委託業務の(1)及び(5)においては、受注者の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額等を公表する。
5. 受注者は、委託業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」)に付する場合、書面により協力者再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、協力者再委託等の相手方に対して適切な指導、管理のもとに委託業務を実施しなければならない。なお、協力者再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
6. 受注者は、再委託等を行う場合は、契約書(成果物型)第44条の2、契約書(土木設計等)第47条の2、契約書(測量等)第47条の2及び、契約書(経常型)第43条の2の規定に基づき、再委託等の相手方、使用人等から「誓約書」(第5編 様式-17)を徴し、監督職員に提出しなければならない。~~ただし、契約金額(発注者と受注者との契約金額)500万円未満を除く。~~
7. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再々委託等に当たっては、事前に「履行体制届」(第5編 様式-25)を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
8. 受注者は、第4項に規定する再委託金額の公表に関し、その他の関係先との営業活動等に著しい支障をきたす場合には、「理由書兼誓約書」(第5編 様式-26)を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

1-1-32 成果物の使用等

1. 原則として委託業務遂行の結果得られた成果は、すべて発注者に帰属するものとする。
また、受注者は、業務の遂行により特許法に規定する発明、実用新案法に規定する考案をしたときは、監督職員に報告するとともに、これを保全するために、発注者に帰属する出願、申請の必要な措置を講じなければならない。
2. 発注者が、引渡しを受けた契約の成果物が著作権法第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。
3. 受注者は、契約書特約条項(著作権の譲渡等)第4条の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で成果物を発表することができる。ただし、事前に発注者に対し発表内容を明らかにしなければならない。